

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 6 年 7 月 22 日（月）午前 10 時 議会委員会室

出席委員（9 名）

（委員長）西 野 太 一 （副委員長）吉 岡 古 都
門 脇 一 男 津 田 幸 一 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
森 田 悟 史 森 谷 司 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者

【都市整備部】伊達部長

〔都市整備課〕本干尾課長 中原米子駅周辺整備推進室長

野嶋米子駅周辺整備推進室係長

【下水道部】遠藤部長

〔下水道企画課〕横木課長 折戸下水道企画室長 田中総務担当課長補佐

〔下水道営業課〕林次長兼課長 遠藤普及担当課長補佐

〔整備課〕北村課長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 大下議員 岡田議員 田村議員 徳田議員 戸田議員

松田議員 矢田貝議員

報道関係者 2 人 一般 1 人

報告案件

- ・ 下水道の未整備区域における浄化槽の支援策等について〔下水道部〕
- ・ 米子駅北広場の再整備に伴うタクシーロータリー等の規制について〔都市整備部〕

〜〜

午前 10 時 00 分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、当局から 2 件の報告がございます。

初めに、下水道部から 1 件の報告がございます。下水道の未整備区域における浄化槽の支援策等について、当局からの報告をお願いします。

林下水道部次長。

○林下水道部次長兼下水道営業課長 それでは、本委員会の報告案件の 1、下水道の未整備区域における浄化槽の支援策等について御説明申し上げます。

ただいま皆様のほうへ通知させていただいたものを御覧ください。通知行ってますでし

ようか。

○西野委員長 通知は来ないけど、皆様開いていますか。

○林下水道部次長兼下水道営業課長 では、既にサイドブックスのほうに登録されている内容のほうを御覧ください。

この支援策等についてですが、昨年の11月及び12月に、弓浜地区の5地区の公民館で住民説明会を開催し、令和8年度末までに公共下水道による整備ができない地区に対しまして、下水道の整備を行わずに合併処理浄化槽を主体とした生活排水対策を行うことについて御説明申し上げました。説明会に出席されました住民の方から、合併処理浄化槽の支援策について直接御意見ですとか、御要望を賜りまして、また説明会以外にも市のホームページへのメールですとか、お電話で御意見を承ったところです。このたびいただきました御意見や御要望などを踏まえまして、浄化槽の支援策等について、その要点や方向性について報告のほうをさせていただきます。

初めに、資料1ページのですね、項目1と書いているところを御覧ください。1として、生活排水対策に関する住民からの主な要望等についてです。次の資料の2ページ目に移っていただきまして、右肩に「資料1」とあるものを御覧ください。本市の生活排水対策に関する、住民の方からいただきました主な要望項目と要望内容についてでございます。一覧表にしてまとめておりますが、10点ございます。1つ目の合併処理浄化槽への切替え費用の補助から、10個目の公共浄化槽制度の導入まで、御覧のと通りの項目を表示しております。これらの項目に対する住民の方の要望内容は、表の右半分のとおりでございます。また、この表の下側ですが、本年3月末時点での弓浜地区における合併処理浄化槽、単独槽、汲み取り槽の基数の状況を書いてございます。現在、本市の生活排水対策方針に基づき、この単独槽及び汲み取り槽について、合併処理浄化槽への切り替えを進めているところでございます。今後、合併処理浄化槽による生活排水対策を進めていくに当たりまして、公共下水道使用者との負担の公平性、公共の関与による安心の醸成、支援に係る事業の持続性の確保をしてほしいというのが住民の方からの要望の中心と捉えておりまして、住民の皆様からの要望に寄り添った支援となるよう方向性を検討いたしました。

次に、報告書の1ページ目に戻っていただきまして、項目2を御覧ください。2として、下水道の未整備区域における浄化槽の支援の方向性についてでございます。合併処理浄化槽の整備と維持管理の手法には、個人が自ら設置して管理をする個人設置型と、市が設置して管理する公共浄化槽があります。公共浄化槽の制度につきましては、公平性のメリットがある一方で、米子市へ導入した場合の課題としまして、浄化槽の設置工事については行政側の整備計画に個人が合わせる形となり、個人のニーズに合わせた時期の設置が困難になるといったことすとか、公営企業として独立採算による事業運営が求められ、運営にかかる経費が使用料として住民の方へ転嫁されるといったことなどがございます。本市では、合併処理浄化槽についてこれまで個人設置で進めておりまして、制度が既に普及浸透しているところでもありまして、今後も住民の方において設置をいただき、その浄化槽の管理も住民の方に行っていただきますが、市が維持管理に対する支援を行いまして、米子市モデル案の「個人設置（公共関与）型」浄化槽制度による合併処理浄化槽の整備と支援を行うことといたしました。

申し上げました米子市モデルの「個人設置（公共関与）型」浄化槽につきまして、報告

資料、3 ページ目に移っていただけますでしょうか。右肩に「資料 2」とあるものを御覧ください。「個人設置（公共関与）型」浄化槽（米子市モデル案）による支援策ですが、6 つ掲げております。1 点目です。合併処理浄化槽の切替え設置補助ですけれども、これにつきましては、現在、汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えて設置される方に対しまして補助を行っているものであり、今後もこの補助を継続していくものでございます。次に、2 点目、宅内配管及び既存槽撤去費用への補助ですが、今後これに要する費用の補助について実施とするよう詳細の検討を進めております。なお、1 点目とこの 2 点目につきましては、施工において同時に発生するものでございますので、セットで切替えに対する補助全体の中で検討を進めております。次に、3 点目、新築に伴う合併処理浄化槽設置補助ですけれども、公共下水道のエリアで建物を建て下水道に接続する場合に比べまして、合併処理浄化槽を設置するほうが費用が余分にかかることから、この差を解消するため、今後、新築に伴う設置費用の補助について実施とするよう詳細の検討を進めております。次に、4 点目、維持管理の一括契約によるトータルコスト削減及び事務手続の簡素化ですけれども、浄化槽の管理には保守点検と清掃と法定検査の 3 つが必要でございます。この 3 つにかかる費用を一括契約することにより、浄化槽の管理者様の維持管理費用における負担軽減、また保守点検、清掃、法定検査における契約などの場面で、管理者様の事務手続の簡素化を図る方策の検討を進めております。5 点目、維持管理費の補助ですけれども、これにつきましては、公共下水道使用料と浄化槽の維持管理費用を比べてみますと、その負担に差が生じております。この差に対する不公平感を解消するための維持管理費の補助について、詳細の検討を進めております。6 点目の修繕費・更新費の補助ですが、住民説明会の中でも、浄化槽がいずれ老朽化するので修繕費用や更新費用に対する補助を希望するという声もいただいております。これに要する費用の補助について、詳細の検討を進めております。

次に、報告書の 1 ページ目に戻っていただけますでしょうか。項目 3 を御覧ください。項目 3 としまして、検討している具体的な支援策等についてです。ここに書き出しております 1 番から 4 番は、「個人設置（公共関与）型」浄化槽の支援策の中心となるものでございまして、このうち（1）、（2）、（4）につきましては、先ほど資料 2 の米子市モデル案に記載されたもので説明を申し上げたところでございます。また（3）の、適正かつ効果的な維持管理の推進（県及び関係団体との協議）についてでございますけれども、今後、合併処理浄化槽を主体とする生活排水対策を進めていく上で、維持管理面で特に法定検査の受検率を上げていく必要がございます。このため、ほかの県で導入されている指定採水員という制度の導入に向けた協議を県と関係団体とで行っているところでございます。この指定採水員制度を簡単に申し上げますと、法定検査の指定検査機関、これは鳥取県でいえば鳥取県保健事業団になります。ここが指定した指定採水員、これは保守点検業者を指定採水員として指定します。この指定採水員は、法定検査の補助作業を行うものでございます。それによって浄化槽処理水の採水ですとか、法定検査の検査項目と保守点検の点検項目で重なる部分について、保守点検業者が点検に合わせて法定検査を行うことで効率化を図るものでございます。これによりまして、法定検査の受検率の向上、浄化槽の適正かつ効果的な維持管理を進めていこうとするものです。御説明申し上げました支援の内容が決まり次第に、市議会や住民の皆様にお知らせをしてみたいと思います。説明につきまして

は以上でございます。

○西野委員長 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。
錦織委員。

○錦織委員 ここに、住民説明会のときにね、いろいろ要望が出たのを見ますと、やっぱり一番は、切り替え後ですね。公共下水道と合併浄化槽で年1万8,000円程度の差が生じるという、そういうその後の経費の負担感だとか、それから必ず老朽化して替えるということがあって、そういうことを南部町のほうでは、かなり住民の要望に沿ったような改正というか、しているようなのですが、そういう南部町のほうなんかも参考に今考えてはもらえるのでしょうか。全く他市町村のは参考にはしておられないのかという点でお聞きしたいと思います。

○西野委員長 林下水道部次長。

○林下水道部次長兼下水道営業課長 今の御質問につきましては、南部町のほうはですね、公共浄化槽という制度を入れております。これは公共のほうで計画をつくって、地区のエリアで各々その計画をつくって浄化槽を入れる。で、入れた後に町のほうで使用料を徴収したり、維持管理をしたりする制度を取り入れているところがございますけれども、現在、本市の検討といたしましては、その公共浄化槽制度というのは導入せずに、さっき申し上げた個人設置を主体とした公共関与の浄化槽制度を導入しようというふうに考えております。以上でございます。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 結局、負担がどうなるのか、今後のまた老朽化したときのあれがどうなるのかっていう比較をした場合に、ちょっと住民としては気になるころだと思いますけどね。公共下水道を今まで待っていたのに、それが来ないということになって、それで、そうになったかと思ったら負担もあるし、将来的な不安もあるしということになると、なかなか住民の方は納得されないんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺は、その辺はどうですかね、解決できると。

○西野委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐 御指摘いただきましたように、公共下水道エリアの方と比べて負担に差が生じているという実態がございます。公共下水道にしる、合併処理浄化槽にしる、生活で出た汚水をきれいにして自然に戻すというところは一緒ですので、同じ米子市内でありながら負担に差が生じるというのは解消していかないといけないと考えております。このたび資料2のほうにも示しておりますが、維持管理の一括契約等によって浄化槽にかかる経費をなるべく圧縮をかけまして、できないかというところを検討しております。その圧縮した上で、公共下水道のエリアの方使用者と比較しまして差が生じてあるのであれば、その差を解消するように補助を入れていきたいということで、今、詳細の検討を進めているところでございます。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 そうすると、この維持管理の中には電気代っていうのはかかってくるんですかね。ちょっとそこら辺はどうなんですか。それもやっぱり個人持ちということですよ。

○西野委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐 委員さん御指摘の電気代というのが、浄化槽を動

かすときのブローアにかかる電気代だと思います。南部町さんは電気代も含めて下水道使用料と比較して差を出すということでやっておられます。米子市の補助制度につきましては、現在詳細を検討中ですのでまだはっきりと申し上げられませんが、電気代も経費としてかかるという認識はございます。

○**西野委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 分かりました。ちょっとこれから皆さんの意見なども聞いて、私もちょっと考えをもうちょっとまとめたいと思いますけど。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

○**中田委員** ちょっとお聞かせください。ずっと来るかと思って期待していたところが、なかなか来ない。なかなかというか、来れなくなってくるし、実際これを導入したときに負担がこの部分でも差異が生じるということで、やるということ自体は理解ができるところなのですが、その中で、例えばなんですけど、宅内配管工事とか、それからその既存の浄化槽の撤去費用に対する補助制度の検討という部分で、今回当該する地域の人たちがその導入する際に生じるので、そこに対する補助を考えるというところは多分その当該地域の方は期待するし、理解できると思うんですね。一方、公共下水道が来たところは、法的に今度は切り替える義務が生じるので、今までやってきている。そうすると、その人たちに対して、この制度の合理的説明が必要になってくると思うんですけど、その辺についてはどうなんでしょうかね。

○**西野委員長** 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○**遠藤下水道営業課普及担当課長補佐** 中田委員御指摘のとおり、宅内配管費用、撤去費用というのは弓浜エリアの方から要望があったところではあるんですけども、それを踏まえて補助の検討をしておりますが、今現在やっている改築に対する切替え補助が、もともと公共下水道エリアの方が公共下水道につなぎ替えるときに同等の負担となるように既に制度設計をしております。ですので、おっしゃられるように公共下水道の方がつなぎ替えられる場合と比較して不公平が出ないという点も踏まえて検討していきたいと考えております。

(「はい、分かりました。」と中田委員)

○**西野委員長** ほかにございませんか。

門脇委員。

○**門脇委員** 先ほど説明最後で、検討結果をまた改めて住民の皆さんに説明するということがあったんですけど、具体的にいつ頃を目途にしてされるのか、おおよそでいいですので分かれば教えていただきたいと思います。

○**西野委員長** 林下水道次長。

○**林下水道部次長兼下水道営業課長** 今の御質問に対しまして一生懸命考えているところではございますけども、早ければ9月の議会、もしくは年内にはというところで今考えているところでございます。以上です。

○**西野委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 以前、渡辺委員が議会で質問されたときに、維持管理の不十分な浄化槽があ

るというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、それに関してはやはり個人の自主的な管理に委ねるということになるんでしょうか。

○西野委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐 今考えております米子市モデルですと、個人さんに設置いただいて、個人さんに維持管理を行っていただくということになります。ただ、そうしますと事務手続や適正な維持管理というところが徹底できない可能性がありますので、これは一括契約という制度を設けまして、一旦一括契約すると、保守清掃法定検査が一括で契約することによって実施率がかなり向上するものと考えおりますので、その制度を導入することで個人さんへの適正管理指導ですとか、負担を軽減するような施策ということで考えてまいりたいと思います。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 その一括管理契約をしていただくようにしないといけないのかなと思うんですが、それに関しては、市としてはどういうふうに関与をされるおつもりでしょうか。

○西野委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐 一括契約ですね、今検討しているところなんですけれども、委員さん御指摘のように、まず契約していただかないと意味がないところで、そうしますと保守清掃さんの業者にとってもメリットがあり、浄化槽管理者、使用者さんにとってもメリットがある、そういった制度にしないとなかなか実際に制度をつくったとしても浸透していかないと思っておりますので、その辺り皆さんにメリットが出るような制度にしたいと考えております。そうしますと、やはり価格の面ですとか、事務手続、今個人でやっておられるところをなるべく省力して、負担のかからない制度にする必要があると思っております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 自治会を使ってそういった知識を広めるというようなことは、どのように考えておられますか。

○西野委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。

○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐 自治会を使ってという特定の方法までは検討しておりませんが、これまでも浄化槽の補助制度をつくりましたときに、各自治会の地区単位で説明会をさせていただいたりということはしておりまして、今後も新たな制度ですとか、あとは適正な維持管理の普及啓発とか、必要に応じて開催してまいりたいと考えております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 この「個人設置（公共関与）型」というのがうまくいくかどうかというのは、やはり自治がきっちり機能するかどうかというのが非常に重要なポイントになると思います。公衆衛生に関わることなので、本来はやっぱり公共浄化槽というのが公衆衛生を考えればいいのかと思うんですが、それを米子市の場合は上からするのではなくて、自治に委ねるという選択をされましたので、その辺りがきちんと機能するように努力をされないといけないのかなと思いました。意見です。あともう1点、委員長。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 もう1点なんですが、どうしても下水道普及地域と浄化槽のところで、浄化

槽のところのほうがデメリットなんだというような、そういう考え方がやっぱり多いと思うんですが、福岡県のみやま市とか大木町などでは、下水道というものを発展的にもうやらないというふうに決めて浄化槽を普及して、汚泥なども循環型の処理で、その汚泥の循環型処理施設を廃校利用と併せて地域のコミュニティ形成などに利用したりというふうな前向きな便益施設というふうに考えて設置をされています。弓浜地区も同じような位置づけになるかと思いますので、今、内浜処理場に新しく建設を予定されているところですが、その弓浜地区の便益施設というような考え方も今後取り入れていただけたらなと要望しておきます。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 資料1のですね、7番目にある、浄化槽の放流先の排水路整備というところなんですけれども、最近非常に大雨とかが降りますよね。まあそういうことで、そういうところに向けた関係でですね、この弓浜地区というのは、この排水路の勾配が緩いというようなことで大変住民の方がですね、非常にこの流れんかったときの排水不良が発生するというようなことで不安な意見を述べておられますけど、この解消に向けた対策ってというのはどのように考えておられますか。

○西野委員長 北村整備課長。

○北村整備課長 言われるように、弓浜地区は土地の勾配がないだとか、排水路先がないだとかいうような問題を説明会のほうでも言われましたので、今後その方策につきましては、本市の各担当部署との調整もありますけれども、下水道部においてその生活排水対策に向けた整備や調査などを検討して下水道部でもやっていく必要があると考えております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 その対策ってというのは下水道部だけではなくて、ほかの関係した部署とかもやっていくということで、そういうイニシアチブというのを取るのは、どこが取られるんでしょうかね。

○西野委員長 北村整備課長。

○北村整備課長 今の排水先とか排水に関する要望は地元のほうからも出ておりますので、そこをどの部署が担当するかというふうに、お互いに調整しながらやっていく必要があると考えております。

○西野委員長 津田委員

○津田委員 ということは、また今後そういう御意見とか部内の調整だとか、そういうところはまだまだ調整段階というか、まだ全然手探り状態というか、そういうところということですね。

○西野委員長 北村整備課長。

○北村整備課長 一応その排水先とかに関しましては、地域振興課に要望が出たりとか、都市整備部のほうに地元のほうから要望が出てきている状態ですので、その内容を精査いたしますか、どこでやるかということ調整しながらやっていく必要があるというふうに考えております。

(「分かりました。」と津田委員)

○西野委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩します。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 31 分 再開

○**西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から 1 件の報告がございます。

米子駅北広場の再整備に伴うタクシーロータリー等の規制について、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** それでは、米子駅北広場の再整備に伴うタクシーロータリー等の規制について御報告をさせていただきます。今、通知を送らせていただきました。お配りさせていただいています資料のほうを御覧ください。

米子駅北広場の再整備につきましては、現在、主にタクシーロータリー部分の工事に着手する準備を進めているところでございます。この工事に伴いまして、タクシーロータリー及び地下駐車場のエレベーターにつきまして約 3 か月程度規制を行う予定としておりますので、御報告をさせていただきます。

まず、資料の 1 に規制の内容のほうを記載しております。あわせて 2 枚目の図面も御確認いただけたらと思います。まず、1 番のタクシーロータリーにつきましてですが、現在タクシーロータリーにつきましては、タクシーの乗降及び一般車の降車が可能となっておりますが、規制期間中、タクシーロータリー内につきましては一般車及びタクシーの乗り入れを禁止しまして、駅南広場を利用させていただくように規制をしたいと考えております。ただし、地下駐車場への出入り、それから身障者の乗降につきましては、規制期間中も使用可能とする予定です。また、②に記載しています地下駐車場エレベーターにつきましては、エレベーターの改修工事期間中使用禁止とします。

資料 2 に規制の期間について記載しておりますけれども、まず、タクシーロータリーにつきましては、今年の 9 月 9 日から 12 月 20 日金曜日までを予定しております。それから地下駐車場のエレベーターにつきましても、ほぼ同時期を予定しておりますが、今月上旬にちょっと施工業者が決まったような段階でございまして、現在、詳細時期については調整をしております。

資料 3 番ですが、この規制に伴います市民の皆様への周知でございしますが、まず、工事概要につきましては、8 月の広報米子に掲載予定でございしますが、規制詳細につきましては 9 月の広報でも改めて掲載し、あわせて市のホームページにもアップする予定にしております。それから、米子駅につながる主要な道路や米子駅がいなロード、それから駅北・駅南の各広場に案内看板や掲示を行いまして、周知を行いたいというふうに考えております。

資料 4 番は、工事の主な計画の概要をお示しさせていただいておりますので御確認ください。説明は以上です。

○**西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

特にございませんか。

中田委員。

○**中田委員** 周知方法で、6月の下旬からそれまで周知はするということで、周知方法がその広報よなごと、ホームページとか案内板という形ですよね。要はこれで十分なのかなっていうちょっと心配をするんですけど、場合によってはテレビ等のスポットだとか何か考えたほうが、大概の人がまだ今の利用状況からいくとぎりぎりね、駅のほうに送り迎えする一般車両とか、あるいはこの北側のタクシーの利用とかという実態から見ると、なかなかホームページ等で伝わり切るかどうかとか、案内板で特に車を利用している人がそれを目にして、きちっとそういう対応がいけるかどうかっていうことは、ちょっと何か心配するんですけど。すぐすぐにやらなくてもいいと思うんですけど、何かそういうもっと伝わりやすい媒体を使うというようなことは検討はしてないんですか。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 今現時点では、ここに記載のとおり周知方法を周知を考えております。車で来られる方が、当然ある程度前もってその状況というのを把握していただかないといけないと思っていますので、アクセスするある程度道路の手前のほうからその辺の御案内をして駅南に回っていただくとか、そういったことができるような御案内はさせていただきたいというふうに考えております。

○**西野委員長** 中田委員。

○**中田委員** とにかく要は周知できればいいのでね。ただ、さっき言うように、あまり時間の余裕がないところで駅北側に回って見たら入れなかったと。近くでどこか降車する場所があればいいんですけど、大概ハーベストのところで危険な感じで並んでいる車とか、だんだん広場の近くでとか、というようなことが起きていますよね。それがより一層危険な状態が出るのはちょっとやっぱり懸念しますし、それから実際駅利用する人がぎりぎりで来たときに、時間帯によっては南側に回り込むのにそれ相当の時間がかかるんじゃないかって思うんですね。だからやっぱりちょっと周知はね、ちょっと迫ってきたらとか、これから多客輸送期間で夏休みの人の利用が増える時期、こういった時期をどううまく使って周知するかっていうようなこともぜひ検討していただきたいと、これはもう要望しておきたいと思います。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

錦織委員。

○**錦織委員** ちょっと私、訳が分からないんですけど。タクシーロータリーのところは一般的には駄目なんだけれども、地下駐車場と、それから身障者乗降利用者はタクシーロータリーを利用してもいいっていうふうなことなんですけど、でも身障者、例えば車椅子だとかそういうね、乗っておられる方は、エレベーターとセットじゃないといけないというふうに思うんですけど、そこ使用可能だといっても駅には入れないんですよね。エレベーターがなければね。これ、どんな感じかなと思ってちょっと、すみません、私の理解が。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** まず、このタクシーロータリーの部分というところの、そちらでは身障者の方が乗降は可能になります。今回エレベーターというのは、地下駐車場のエレベーターを改修しますので、この乗降場で降りられた方が、がいなロードのほうに駅に上がるエレベーターはございますので、そちらは利用可能ですので駅にはアクセスができます。あと地下駐車場の方が、地下1階とかにハートフルですとか身障者の駐車場がござい

ますけども、その部分が御指摘のとおり地下駐車場のエレベーターが使えませんので、ちょっとそちらの方につきましては非常に御不便をおかけするんですけども、地下道の駅前側といいますか、駅の反対側になるんですけども、エレベーターがございますので、そちらを利用させていただくとかっていう御案内になろうかなというふうに思っております。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 だから、まだかなり周知に、しょっちゅう駅を利用している方はいいんですけど、たまたま行ったら全然姿が変わっていたということですね、かなりこれ周知が大変だなというふうに思いますので。先ほども中田さんも言うておられたように、ぜひ周知のほどはね、早めにやっぱり、変わりますよっていうことでしていただけたらと思いますし、何かもうちょっとどこかないのかなって、ちょっと乗り降りしたりするのにね。そこら辺もちょっと併せて考えていただけたらというふうに思います。

○西野委員長 ほかにございませんか。

森谷委員。

○森谷委員 1点質問させていただきますけれども、米子駅北広場整備ということで当然南口広場に車とかいろんな往来があると思いますけど、正直、バス道路からですね、南口広場に入ろうと思ったら表示が何か目立たないっていうかですね、普通だったら点滅とか信号があれば分かるんでしょうけど、表示も何か縦の字体なので、非常にこう気がついたら通り過ぎていたとかですね、そういったことが結構南側を使う側としてはあるので、本当、南口広場を相当今後使うようになるということを考えたらですね、入り口の対応も考えていかないといけないかなというふうにちょっと思ったりしましたけれども、いかがでしょうか、その点は。

○西野委員長 中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長 米子駅南口への案内につきましては、以前も議会のほうからも分かりにくいというような話をいただいております。これにつきましては、現在、鳥取県さんと調整を行っております。国道181号ですとか米子広瀬線の道路標識のほうに、米子駅南口が分かるように何らかの方法で記載していただくように調整しているところでございます。あわせて、今お話がありました分かりにくいと言われてますT字路のところですね、あそこにつきましては、こちらも鳥取県さんのほうが道路のほうに矢印等を描いていただけるような話もいただいておりますので、それで分かりやすくなるようになるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 はい、よろしいです。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 今に関連してですけど、正式な入り口の表示とかは今後いい形で作っていくとして、どっちみち今の南側の道路の歩道を今整備していただいて、順次進めているんですけど、よく出る声に「あそこはいつになったらできるだ」とか、要は「がいなロードはできたけど、あそこは全然進まん」みたいなネガティブな声も聞いたりする部分があるんですね。一遍にはそれはお金もかかることだし、難しいのは分かったことなんですけ

ど、何かね、前も質問のときに言ったことがあるんですけど、将来構想図というかイメージ図のような「こんな通りに変わります」のような看板というか、よくあるね、ああいったものを設置して、今後どういう道に変わっていくのか、どういう通りを目指しているのかというような、そういった看板を例えば設置して、大型の。その中に、要はこの方向に南口があるというようなことも情報として入れるとか、まあ一石二鳥と言ったらなんですけど、何か正規の道路につける表示板だけではなくて、何かそういったことも検討したらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 以前にもちょっと入りにくいとか、さっき御指摘のあった県道だけではなくて、1本駅側の日交さんの前の通りからもちょっと分かりにくいとかっていうような声も聞いてますので、その辺の案内も図りつつ、今ちょっと御提案いただいた将来像というか、そういったところが何らかの形で出しながら、工事期間中御迷惑をおかけすることになりますので、そこら辺も併せて周知できないかどうか、そこはちょっと考えていきたいと思います。以上です。

○西野委員長 よろしいでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡委員 先ほど来からいろんな周知の御提案があったんですけど、自身を省みるとですね、そういうのを見ていたとしても、いざこのロータリーに入った時点で「あっ、駐車場使えなかったんだった」みたいな感じでロータリーを出るというようなこともあるかと思うんですが、そのロータリーに入ったところで、割と私にも分かるような看板を設置するような場所っていうのは今想定されていますでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 もちろん入り口のところにも看板等では御案内は必要だと思います。ただ、先ほども言われますように、例えば右折なり左折なりで入ってくると、そんなにじっくり見る時間は正直なところないというところもあると思いますので、ちょっと何かしらのアナウンス、例えば一回取りあえずちょっと地下駐に入ってもらって出てもらうとか、そういった御案内も必要かなあとは思っております。地下駐車場は30分間無料ですので、ちょっとそういったような対応をしていただくこともちょっと考えていかないといけないかなというふうには思っております。以上です。

（「分かりました。」と吉岡委員）

○西野委員長 よろしいですか。

〔「はい」と吉岡委員〕

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 先ほどから中田委員とか錦織委員の御意見を聞いてまして、やっぱりあの、タクシーの件ですけど、タクシーで米子駅に向かって、先ほど中田委員言われたように、汽車にぎりぎり間に合うのか間に合わないかの状態で行った場合に、やっぱり大分、駅の南広場だとロスがあって、やっぱりちょっとそういう方たちにとっては非常に不便だといつかね、汽車に遅れてしまったりするっていうことがありますので、これって駅南側の広場以外には想定というか考えはなかったんですかいね。もう最初から南広場で行くんだっていうことだったんでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 そうですね、基本的にタクシーは南を使っていただくということで、当然タクシー協会さんともお話をしつつ、今後もちっとタクシー側のほうからお客さんとかにちっと御案内をしていただくような形は必要かなとは思っておりますけど、現時点ではタクシーを駅南側で利用していただくというふうに考えております。

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 駅の北側っていうのは僕もちっと考えるんですけど、どこか適当な場所っていうのはなかったんですかね。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 そうですね、正式にタクシー降り場としてちょっと設定をどこかに設けるということは考えていないというところでございます。

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 地下駐車場っていうのは利用できないんですかね。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 地下駐車場の御利用でございすけども、30分間無料ということもございすけれども、通路に停められると、やはり地下駐車場の利用者、この辺にちょっと支障が出るということでございす。しっかり区画に停めていただいて乗り降りするということであれば安全性は確保できるんですけど、タクシーとかが、要はエレベーターの前とか通路に停められますと、ちょっと安全性が確保できない。間違って降りられた場合は、先ほど申し上げたように30分間無料でございすので、ずっと出れるんですけども、そこをタクシーの乗降場にするっていうのはちょっと厳しいかなと思いますが、どっちにしても当時おりました施工業者さんと、それから地下駐の管理、うちでございすけども、その辺と十分お話をしながら、どういったことが最善なのかっていうことも含めて今後検討をさせていただきたいということでございすし、周知方法につきましても、中田委員さんがおっしゃいましたメディア、テレビとかのメディアっていうのも、これも今後ちょっと検討させていただきたいということで考えておりますので、ろしく願います。以上です。

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 やはりなかなか市民の皆さんとか利用者の皆さんに伝わりにくいとか先ほどから出てますけども、ありますので、やっぱり周知の方法はしっかりと考えていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 以上で、全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西 野 太 一